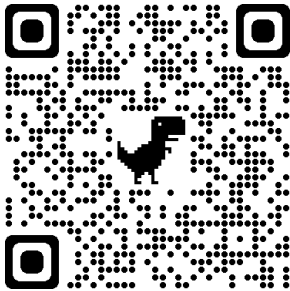


高浜市社会福祉協議会の保育園で働きませんか？

保育園の事前見学歓迎します。
ぜひ、ご連絡ください。



【私たちが目指す保育】

一人ひとりの子どもに寄り添った保育を目指しています。

- 「育児担当制」による丁寧な保育を実践しています。
- 体育指導を通して「なぜ」や「違い」などを考える力を引き出す保育を実践しています。
- 職員みんなで協力し合い、子どもの成長を支えます。

【働きやすい職場】

働きやすい職場を目指しています。

- 職員は 20 代前半からベテランの保育士まで幅広い年代で和気あいあいとした雰囲気です。
- 手作りおもちゃを作る有志の会や各種研修もあり、保育に生かします。
- 職員同士の交流のための親睦会の補助もあります。

【子育てをサポート】

結婚や出産後も安心して働けます。

- 仕事と家庭を両立しながら働いている先輩職員がたくさんいます。
- 出産後、育児休業は3年までとることができます。
- 育児時短制度もあります。

【保育理念】

1. 子どもの最善の利益を考慮し、その福祉の増進をはかります。
2. 現在を最も良く生き、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
3. 入所する子どもの保護者、地域の子育て家庭への支援を行います。



【高浜市社会福祉協議会の理念】

高浜市社会福祉協議会は
かけがえのない一人ひとりを大切にします。
助けあい・支えあいの心を地域に広げます。
だれもが幸せで笑顔あふれるまち
「たかはま」を目指します。



令和 6 年 4 月採用 社会福祉法人高浜市社会福祉協議会 保育士採用候補者試験(正規職員) 実施要項

採用候補者試験を次のとおり実施します。

1 職種、採用予定人数、受験資格等

区分	職種	採用予定 人数	受験資格	
			年齢	学歴・免許等
A	保育士	4 名	昭和 39 年 4 月 2 日以降に 生まれた方 ※60 歳に到達した年の 3 月定年制のため	保育士登録があり、保育園又は幼稚園で の勤務が 3 年以上の方
B			平成 6 年 4 月 2 日以降に 生まれた方	4 年制大学もしくは短期大学(専修学校 専門課程を含む)を卒業、または令和 6 年 3 月 31 日に卒業する見込みの方で、 保育士登録がある又は登録見込の方

- (1) 上記学歴・免許等欄に記載の勤務経験年数は、受験時点のものとしします。勤務経験年数の算定にあたっては、勤務形態が 1 日 6 時間以上かつ週 5 日以上の勤務をした期間としします。
(合格後に提出していただく勤務証明書にて、勤務経験年数が満たないことが判明した場合は、採用されません。)
- (2) 上記学歴・免許等欄に記載の大学等を卒業する見込みで受験した人が、令和 6 年 3 月 31 日までに卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 上記学歴・免許等欄に記載の免許等が必要な試験区分の受験する方で、免許等を取得見込みで受験した方が、令和 6 年 3 月 31 日までに免許等を取得できなかった場合は、採用されません。
- (4) 次の項目に該当する方は受験できません。
- ・ 成年被後見人及び被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの方、またはその刑の執行を受けることがなくなるまでの方など

2 採用予定日

令和 6 年 4 月 1 日

3 試験方法

試験	期日	時間	会場	合格発表	発表方法
面接試験	令和5年 11月11日(土)	午前9時00分 ～個別に通知します	高浜市 いきいき広場	試験後 7日以内	本人宛てに郵送 にて通知しま す。

※試験時間・会場については予定です。新型コロナウイルス感染症防止対策や、受験人数等により変更となる場合があります。

4 受験申込方法

受付期間	～令和5年11月6日(月) ※当日必着
受付時間	午前9時00分～午後5時00分(日・祝を除く。)
受付場所	高浜市社会福祉協議会事務局(高浜市いきいき広場3階) ※郵送の場合は、書類不備がないよう十分ご確認の上、送りください。内容等に不備があった場合受付できかねますので、ご注意ください。
提出書類	① 履歴書(写真貼付) ※履歴書に代わる様式(志願書)を、当会ホームページに掲載しています。 必要に応じてダウンロードしてください。 ② 職員採用試験受験票(当会様式のもの) ※当会ホームページからダウンロード又は窓口にてお渡しします。 ③ 卒業証明書 ④ 資格証の写し(既にお持ちの方) (必要に応じて) ⑤ 職務経歴書

※提出された書類等は、返却しません。

5 給与（令和 5 年 4 月 1 日現在）

初任給および期末・勤勉手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）※新卒の初任給

職種	区分	初任給	ボーナス(期末・勤勉手当)	
			6 月期	12 月期
保育士	短大卒	182,946 円	2.2 月分	2.2 月分
	大卒	194,818 円		

※初任給には、調整手当（給与月額の 6.0%）、処遇改善手当が含まれています。

※職歴に応じて、初任給に一定の加算が行われることがあります。

※採用初年度初回の期末・勤勉手当は、在職期間等により支給率が減額されます。

※初任給などは、制度の改正や社会経済情勢の変化等に応じて、変更となる場合があります。

6 その他の手当（令和 5 年 4 月 1 日現在）

扶養手当	配偶者： 6,500 円 子 ：10,000 円/人 父母等： 6,500 円/人
通勤手当	公共交通機関：実費相当額（限度額 55,000 円） 自動車等：通勤方法及び通勤距離に応じて支給（～55,000 円）
住居手当	借家等：限度額 28,000 円
退職手当	高浜市社会福祉協議会退職手当支給に関する規程による 財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会加入
その他	時間外勤務手当など

7 勤務内容等

勤務時間	7 時 30 分～19 時 15 分の間のシフト制 1 日 7 時間 45 分勤務
休日	週休 2 日（日曜日及びシフトにより別の 1 日決定） 祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）
年次有給休暇	1 年度につき 20 日間（採用時に付与されます。）
病気休暇	負傷または疾病により療養を要する場合の病気休暇（有給）
特別休暇	結婚休暇、産前産後休暇、忌引休暇、育児休暇、介護休暇、看護休暇等

8 福利厚生

健康診断	毎年定期的に、指定医療機関にて実施します。
ストレス チェック	毎年定期的に実施します。
各種保険・ 共済等	社会保険、雇用保険、労災保険に加入します。 職員共済会が組織されており、下記事業を行っております。 共済給付事業：死亡弔慰金、クオカード給付、書籍購入・研修費用助成 福利厚生事業：親睦助成

【給与例】（令和5年度給与参考）※初年度6月ボーナスは、対象期間の勤務が短いので減額。

- ① 短大卒 新卒。毎月7時間の時間外勤務。自宅から通勤、通勤距離が5 k mの場合。

基 本 給 等 1 7 3, 9 4 6 円（調整手当含む）

処遇改善特例手当 9, 0 0 0 円

時 間 外 手 当 1 0, 2 4 8 円

通 勤 手 当 4, 2 0 0 円

ボーナス（2回分） 4 9 7, 4 8 4 円

1年間の総収入 2, 8 6 6, 2 1 2 円

- ② 短大卒 他の保育園で3年の経験あり。毎月7時間の時間外勤務。自身の名義で家を借りており、通勤距離が7 k mの場合。

基 本 給 等 1 9 6, 3 1 2 円（調整手当含む）

処遇改善特例手当 9, 0 0 0 円

時 間 外 手 当 1 1, 5 0 1 円

住 宅 手 当 2 8, 0 0 0 円（支給上限額）

通 勤 手 当 4, 2 0 0 円

ボーナス（2回分） 5 6 1, 4 5 1 円

1年間の総収入 3, 5 4 9, 6 0 7 円

- ③ 大学卒 他の保育園で10年の経験あり。毎月7時間の時間外勤務。通勤距離が15 k mの場合。

基 本 給 等 2 4 0, 4 0 8 円（調整手当含む）

処遇改善特例手当 9, 0 0 0 円

時 間 外 手 当 1 4, 1 0 5 円

通 勤 手 当 1 0, 0 0 0 円

ボーナス（2回分） 6 9 4, 8 4 1 円

1年間の総収入 3, 9 7 6, 9 9 7 円

高浜市社会福祉協議会概要



I. 法人設立

平成元年 4 月 1 日

II. 事業所等

法人運営部門	事務局
地域福祉活動推進部門	ボランティアセンター てとてとて
福祉サービス利用支援部門	たかはま自立相談支援センターこころん
	たかはま障がい者支援センター
在宅福祉サービス部門	ヘルパーステーション (指定訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、こころんサービス) 南部デイサービスセンター グループホームあ・うん グループホームあっぽ 居宅介護支援事業所 通所型サービスあっぽ
子育て支援部門	高浜南部保育園 中央保育園 高浜児童センター・高浜児童クラブ みどり学園なかよし教室（心身障害児福祉施設） 小規模保育おひさま 子育て支援センターあっぽ

「お問合せ・お申込先」

高浜市社会福祉協議会 事務局
〒444-1334 高浜市春日町五丁目 165 番地
(高浜市いきいき広場 3 階)
電 話 : 0566-52-2002
メール : recruit@takahama-shakyo.or.jp
H P : <http://www.takahama-shakyo.or.jp>



【経営理念・経営ビジョン】

◆ 経営理念

- ① 住民主体の事業展開の実現
- ② 常に地域を意識した質の高い福祉サービスの実現
- ③ 専門職の参加による包括的な支援体制の実現
- ④ 地域ニーズを基盤とした社協独自のサービス開発
- ⑤ 地域福祉推進の基盤強化

◆ 経営ビジョン

私たちは、地域から「顔が見える」「信頼される」社協をつくるために

- ・ 地域福祉活動への住民の自発性を高めるための活動を行います。
- ・ 地域のニーズを幅広く集めることのできる仕組みづくりを行います。
- ・ 個々のニーズに対応できる仕組みづくりを行います。
- ・ 相談支援窓口体制を強化します。
- ・ 不足しているサービス分野への事業展開と既存サービスの強化に取り組みます。
- ・ 地域福祉活動への財源確保策として会員の加入促進、補助金の確保、収益事業の実施に積極的に取り組みます。
- ・ 職員全体の底上げができるような人事・給与・研修体制を築きます。
- ・ 笑顔で働き続けられる職場環境を築きます。